

森住環第 168 号
令和5年1月12日

静岡県知事 川勝 平太 様

森町長 太田 康雄



「(仮称)ウインドパーク遠州東部風力発電事業環境影響評価準備書」
に関する意見について(回答)

令和4年12月19日付け環生第243-3号により照会のありました表記の件について、環境保全の見地からの意見を別紙のとおり提出いたします。



担当:森町役場 住民生活課 生活環境係
TEL:0538-85-6314
FAX:0538-85-6311

別紙

(仮称)ウインドパーク遠州東部風力発電事業 環境影響評価準備書に対する森町意見書

1 全般的事項

- (1) 災害等により、計画に変更が生じないか随時確認すること。
- (2) 近隣では、世界基準に適合した森林管理を行っている(森林認証)が、その記述がないため、森林認証の規格と計画が適合するか確認すること。
- (3) 1号機から3号機の設置にあたり、行政境を工事用・管理用道路として利用するため、工事を行う際は、土砂の流出等がないように対策を講じること。また、1号機の北側には東海自然歩道があり、距離は離れているが、通行人の安全対策を講じること。

2 個別事項

(1) 景観

ア かわせみ湖を除いては、森町内で風力発電機を視認できる可能性のある地点の調査が行われておらず、類似した見え方の箇所も選定されていないため、新東名高速道路遠州森町パーキングエリアや森川橋、森大橋等、森町内の地点を調査地点に追加し、フォトモンタージュを作成し、見え方の予測及び評価を行うこと。

イ 令和5年4月1日から森町景観条例が施行されるため、該当する行為を行う場合は同条例に基づく届出を行うこと。届出が不要な行為についても、事業に係る行為については、周囲の景観と調和するよう配慮すること。届出を行う場合は、森町役場建設課に相談すること。

(2) その他

都市計画区域外において、10,000 m²以上の土地の取引を行った場合は、国土利用計画法に基づく届出が必要になることから、森町企画財政課企画係に協議すること。